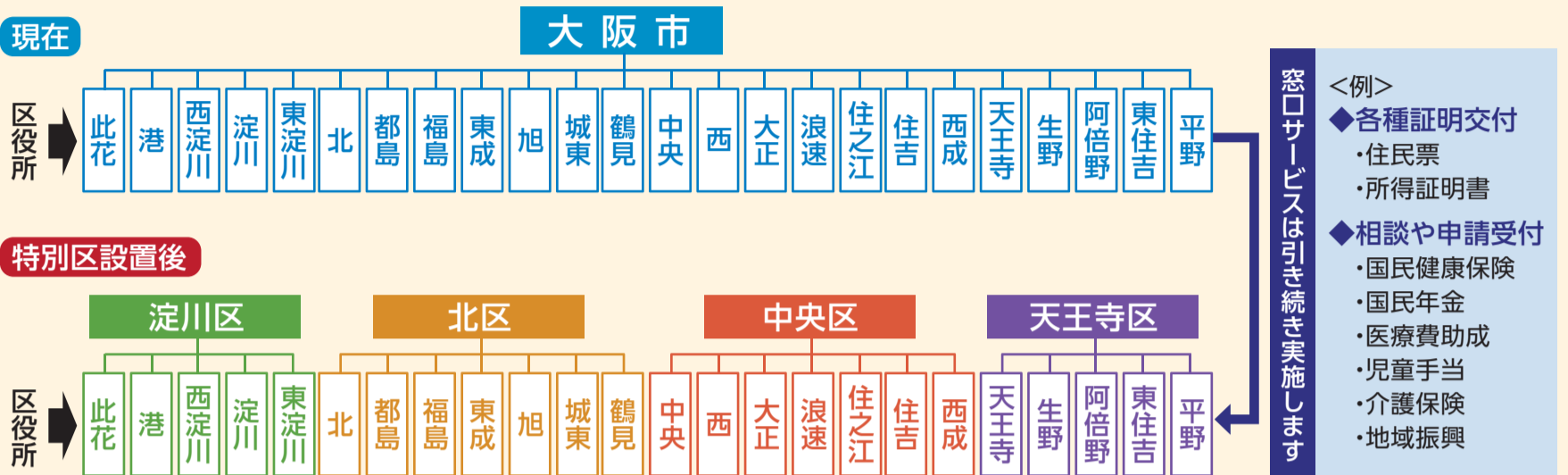


3 地域自治区・区役所・地域協議会

基本的な考え方

- 地域コミュニティを維持するため、行政区域である地域自治区を現在の24区単位で設置します。
- 利便性を維持するため、現在の区役所で窓口サービスを引き続き実施します。区役所は現在の名称のままとします。(法律上の位置づけは地域自治区の事務所)
- 地域住民の意見を区政に反映するため、現在の24区単位で地域協議会を設置します。

イメージ図



4 事務分担

基本的な考え方

- 大阪市と大阪府が現在実施している事務について「基礎自治体」と「広域自治体」の役割分担を徹底します。

特別区 住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支えるため、中核市※並みの権限を基本に住民に身近な事務は特別区が実施します。

なお、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要な事務については、一部事務組合等により共同で実施します。

※中核市は人口20万人以上の指定された市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例:保健所の設置)を行う

大阪府 特別区を包括する広域自治体として、大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安全・安心を確保するため、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を実施します。

- 住民サービスの適正な引継ぎ、水準の維持

●特別区と大阪府は、現在の住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。

●特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持します。

(特別区設置の日以後も、特別区と大阪府は地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。)

イメージ図

